

一般行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日～ 令和13年8月31日までの5年間
2. 内容

目標① : 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指
し、育児休業取得を促進するための措置の実施。

<対策>

- 令和8年9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和9年1月～ 社員への周知
- 令和9年5月～ 社員への再周知

目標② : 年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均10日以上とする。

<対策>

- 令和8年9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和9年1月～ 計画的な取得に向けた社員への説明
- 令和9年5月～ 有給の取得状況の取りまとめなどによる取得推進の取組開始